

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	個人住民税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高畠町は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいやその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

山形県高畠町長

公表日

令和3年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務
②事務の概要	<p>1. 地方税法等の規定に基づき、住民の申告・税務署への申告情報、年金保険者から提出された支払い報告書をもとに、住民税額を算出して賦課する。</p> <p>2. 住民等の申請に基づき、住民税の賦課、異動、照会及び証明書の発行・通知書の出力等を行う。</p> <p>3. 個人住民税の賦課に関する事務に必要な給与・年金支払報告書等の提出、各種申請・届出、所得税申告書等に関する情報の入手、提供の一部は、法令等に基づいて一般社団法人地方税電子化協議会を通じて行う。</p> <p>4. 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①個人住民税の賦課 ②課税情報の照会 ③課税情報の管理 ④納税通知書の出力</p>
③システムの名称	<p>1. 個人住民税システム</p> <p>2. 団体内統合宛名情報システム</p> <p>3. 国税連携情報システム</p> <p>4. 申告受付支援システム</p> <p>5. 地方税電子申告システム(eLTAX)</p> <p>6. 中間サーバー</p> <p>7. 統計処理システム</p> <p>8. 普通徴収・特別徴収(年金特別徴収・給与特別徴収)税額算定システム</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>(1) 個人住民税課税台帳ファイル</p> <p>(2) 団体内統合宛名情報ファイル</p> <p>(3) 国税連携情報ファイル</p> <p>(4) 申告受付情報ファイル</p> <p>(5) 事業所台帳ファイル</p>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 地方税法</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項、別表第一の16の項</p> <p>3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1 地方税法</p> <p>2. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】27の項</p> <p>3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第40条、第43条、第44条、第47条、第49条、第50条、第51条、第55条、第58条、第59条 【情報照会の根拠】 第20条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号992-0392 山形県東置賜郡高島町大字高島436番地 高島町役場 総務課 電話番号 0238-52-1734
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号992-0392 山形県東置賜郡高島町大字高島436番地 高島町役場 税務課 電話番号0238-52-4477

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5-②所属長	税務課長 小野久和	税務課長 佐藤 健	事後	
平成29年4月1日	I-7 請求先	郵便番号992-0392 山形県東置賜郡高畠町大字高畠436番地 高畠町総務課情報統計係 電話番号 0238-52-1734	郵便番号992-0392 山形県東置賜郡高畠町大字高畠436番地 高畠町役場 総務課 電話番号 0238-52-1734	事後	
平成29年4月1日	I-8 連絡先	郵便番号992-0392 山形県東置賜郡高畠町大字高畠436番地 高畠町総務課情報統計係 電話番号 0238-52-1734	郵便番号992-0392 山形県東置賜郡高畠町大字高畠436番地 高畠町役場 税務課 電話番号0238-52-4477	事後	
平成29年4月1日	II-1-いつ時点の計数か	平成27年6月15日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	II-2-いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II-1-いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II-2-いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	II-1-いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	II-2-いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	新様式に変更				
令和2年9月30日	II-1-いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和2年9月30日	II-2-いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和3年6月30日	I-4-②法令上の根拠	1地方税法 2. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】27の項 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第40条、第43条、第44条、第47条、第49条、第50条、第51条、第55条、第58条、第59条 【情報照会の根拠】第20条	1地方税法 2. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】27の項 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第40条、第43条、第44条、第47条、第49条、第50条、第51条、第55条、第58条、第59条 【情報照会の根拠】第20条	事後	
令和3年6月30日	II-1-いつ時点の計数か	令和2年9月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年6月30日	II-2-いつ時点の計数か	令和2年9月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	